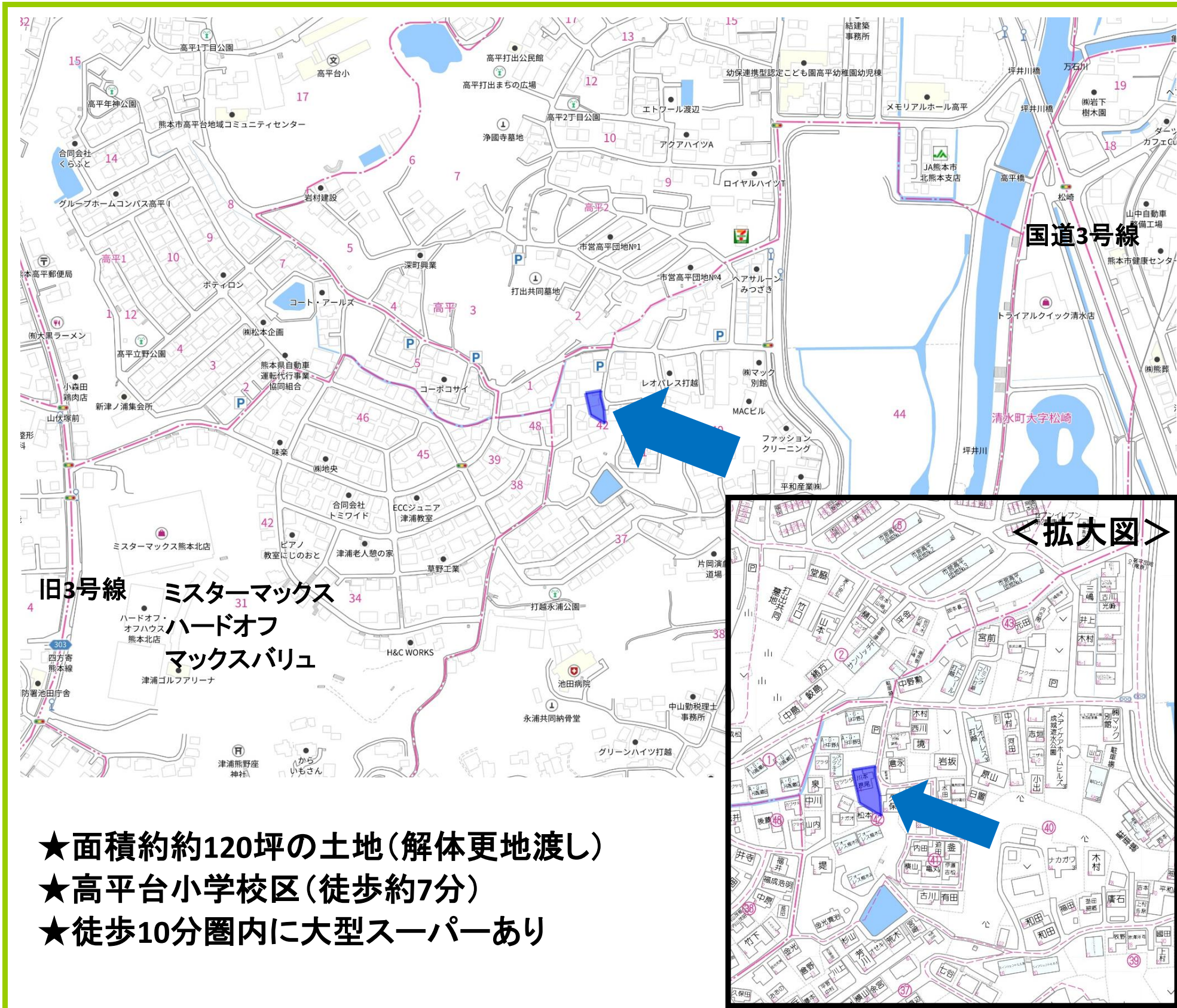




- ★面積約約120坪の土地(解体更地渡し)
- ★高平台小学校区(徒歩約7分)
- ★徒歩10分圏内に大型スーパーあり

物件種目	売地		
所在	熊本市北区打越町42番24号(地番:540番3)		
価 格	2650万円	坪単価	約22万円
土地面積 (公簿)	396㎡(119.79坪)	ほかに 私道面積	—
最寄	バス停「高平団地」まで徒歩約4分		
土地権利	所有権	地 目	宅地
都市計画	市街化区域	用途地域	第一種中高層
建ぺい率	60 %	容 積 率	150 %
他の法令 上の制限	法22条		
引渡条件	解体更地渡し		
現 況	居住中	引 渡 日	相談
接道状況 (角地・間口)	東側公道		
学区	高平台小学校	京陵中学校	
設備	上下水道		
備 考	※上物有 居宅 木造セメント瓦葺2階建 111.56㎡(33.74坪) 昭和54年4月1日築		
会員番号		物件番号	

公益社団法人 全日本不動産協会 福岡県本部 物件資料作成シート

免許番号 熊本県知事(1)第5883号
商 号 ルーツ株式会社

住 所 熊本市中央区神水2丁目7番6-103号
電話番号 096-340-0777
F A X 0096-340-0778

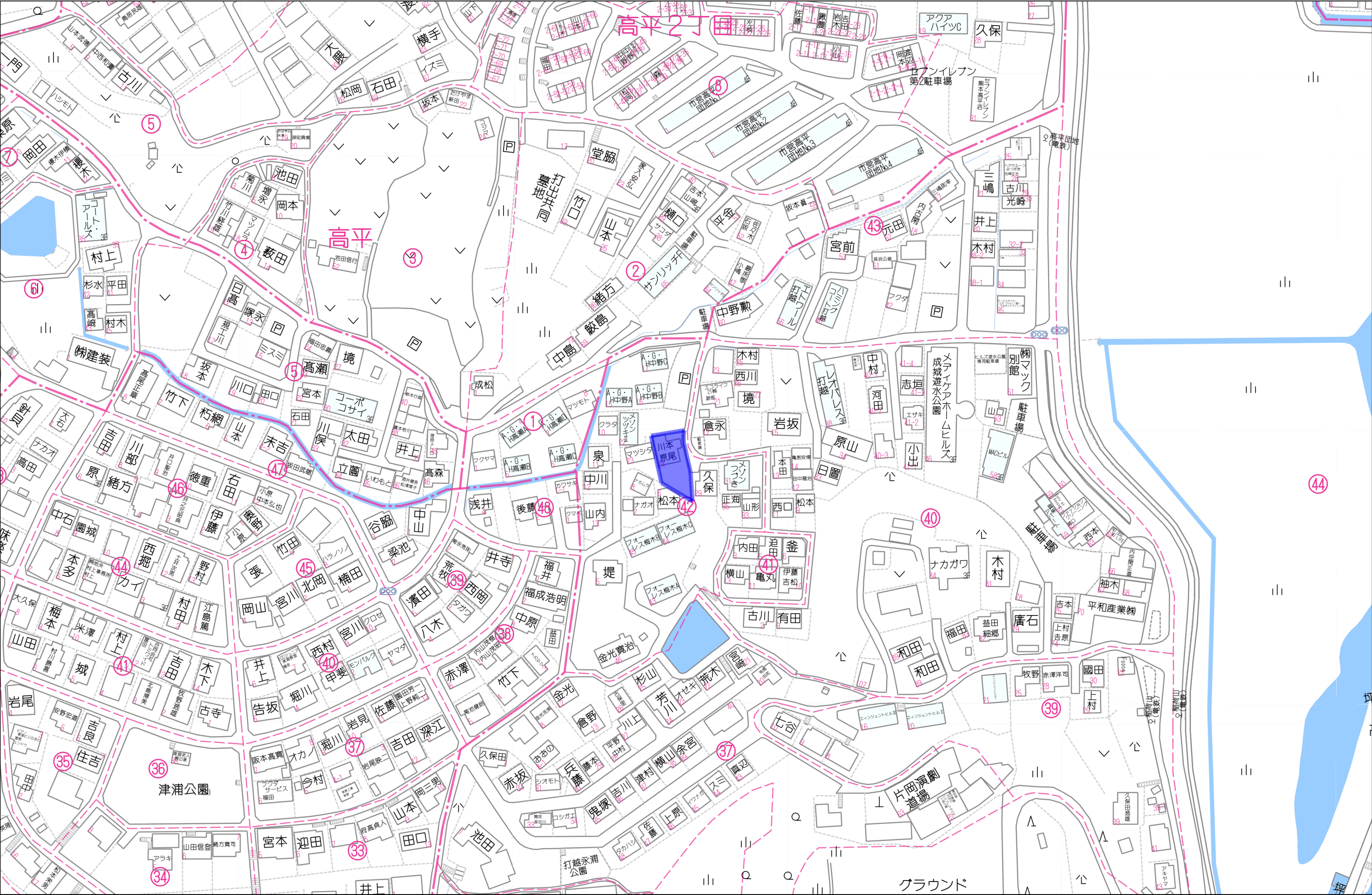
定休日 不定
担当者 濱田
090-9075-5378

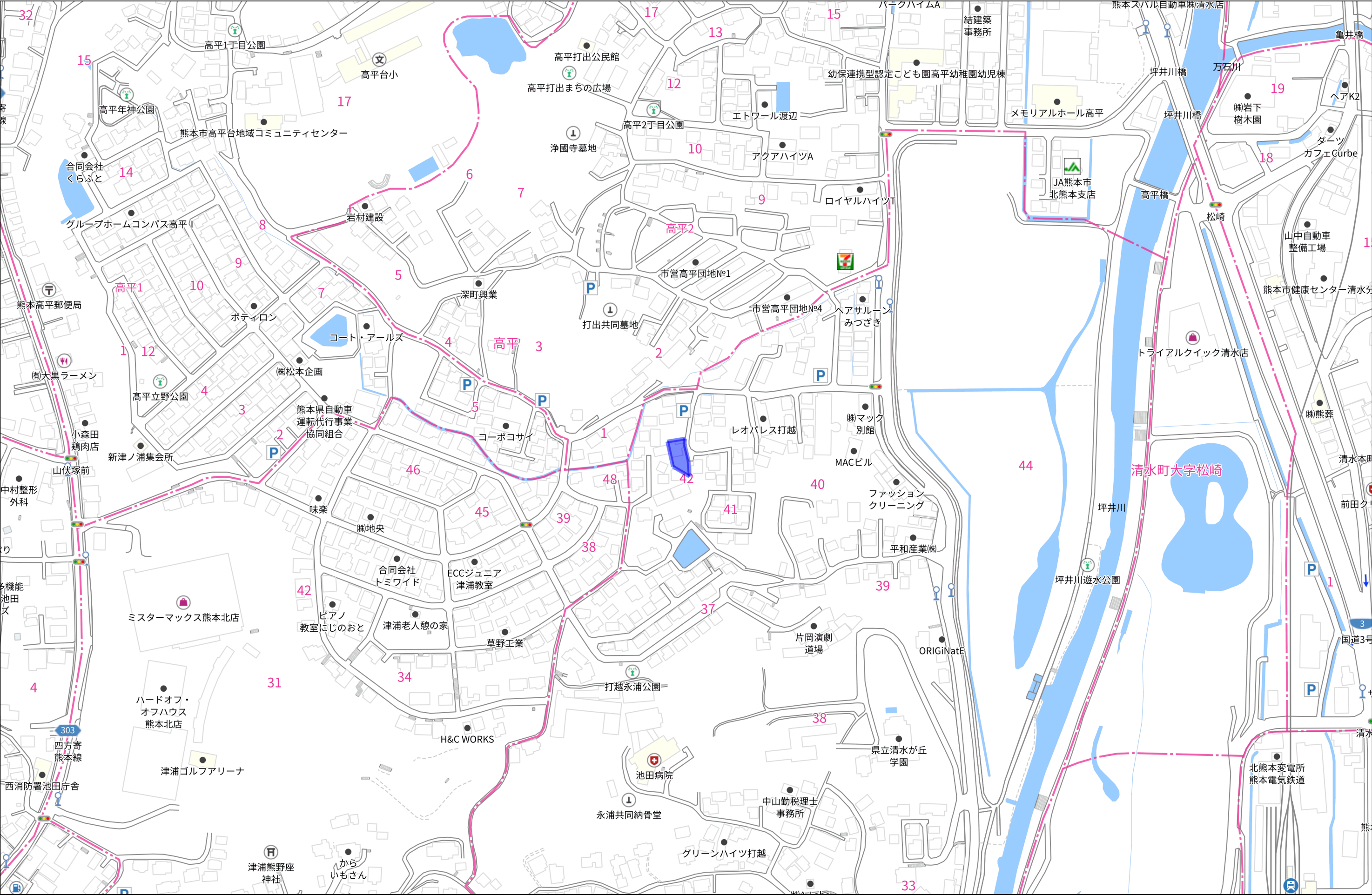
■取引態様 専任

■報酬形態 3%+6万円

■情報公開日 令和7年9月

物件番号





543-4



地番区域見出

打越町

請 求 部 分	所 在	熊本市北区打越町					地 番	540番3			
出 縮 力 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座標系 番号又は 記号		分 類	地図に準ずる図面			種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日	昭和60年10月29日				備 付 年 月 日 (原図)		補 事 記 項	方位不明			



2025/02/26 10:35 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年2月22日	不動産番号	3300000053053
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	熊本市打越町			余白	
	熊本市北区打越町			平成24年4月1日区制施行 平成24年9月10日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
540番3	田	396:	:	540番1から分筆 〔昭和48年4月28日〕	
余白	宅地	396:00	:	②③昭和54年1月5日地目変更 〔昭和54年1月30日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記	
			:	平成8年2月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和48年9月11日 第45673号	原因 昭和48年8月2日売買 共有者 熊本市打越町42番24号 持分2分の1 原 尾 習 一 大分県別府市大字南立石2240番地6 2分の1 原 尾 基 繼 順位2番の登記を移記
2	原尾基繼持分全部移転	昭和54年1月30日 第4034号	原因 昭和54年1月26日売買 所有者 熊本市打越町42番24号 持分2分の1 原 尾 習 一 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日
3	所有権移転	令和5年12月7日 第57238号	原因 平成27年1月20日相続 共有者 熊本市西区上代三丁目3番18号 持分3分の1 川 本 裕 子 熊本市北区八景水谷四丁目5番45-609 号JGM609号 3分の1 栗 原 友 理 子 熊本市北区打越町37番31号 3分の1 塩 本 江 利 子
4	川本裕子持分全部移転	令和7年1月27日 第2776号	原因 令和7年1月24日贈与 共有者 熊本市北区打越町42番24号 持分3分の1 川 本 真 司

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年2月22日	不動産番号	3300000053054
地図番号	余 白	筆界特定	余 白		
所 在	熊本市打越町			余 白	
	熊本市北区打越町			平成24年4月1日区制施行 平成24年9月10日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
540番4	田		14 :	540番1から分筆 〔昭和48年4月28日〕	
余 白	公衆用道路	余 白	:	②年月日不詳変更 〔平成1年4月20日〕	
余 白	余 白	余 白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	共有者全員持分全部移転	平成1年4月20日 第22758号	原因 昭和63年12月28日贈与 所有者 熊 本 市 順位3番の登記を移記
	余 白	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成8年2月22日	不動産番号	3300000053057
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	熊本市打越町			余白	
	熊本市北区打越町			平成24年4月1日区制施行 平成24年9月10日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
540番7	田		64 :	540番1から分筆 〔昭和54年9月4日〕	
余白	公衆用道路	余白	:	②年月日不詳変更 〔平成1年4月20日〕	
余白	余白	余白	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成1年4月20日 第22759号	原因 昭和63年12月28日贈与 所有者 熊 本 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成8年2月22日

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

307492

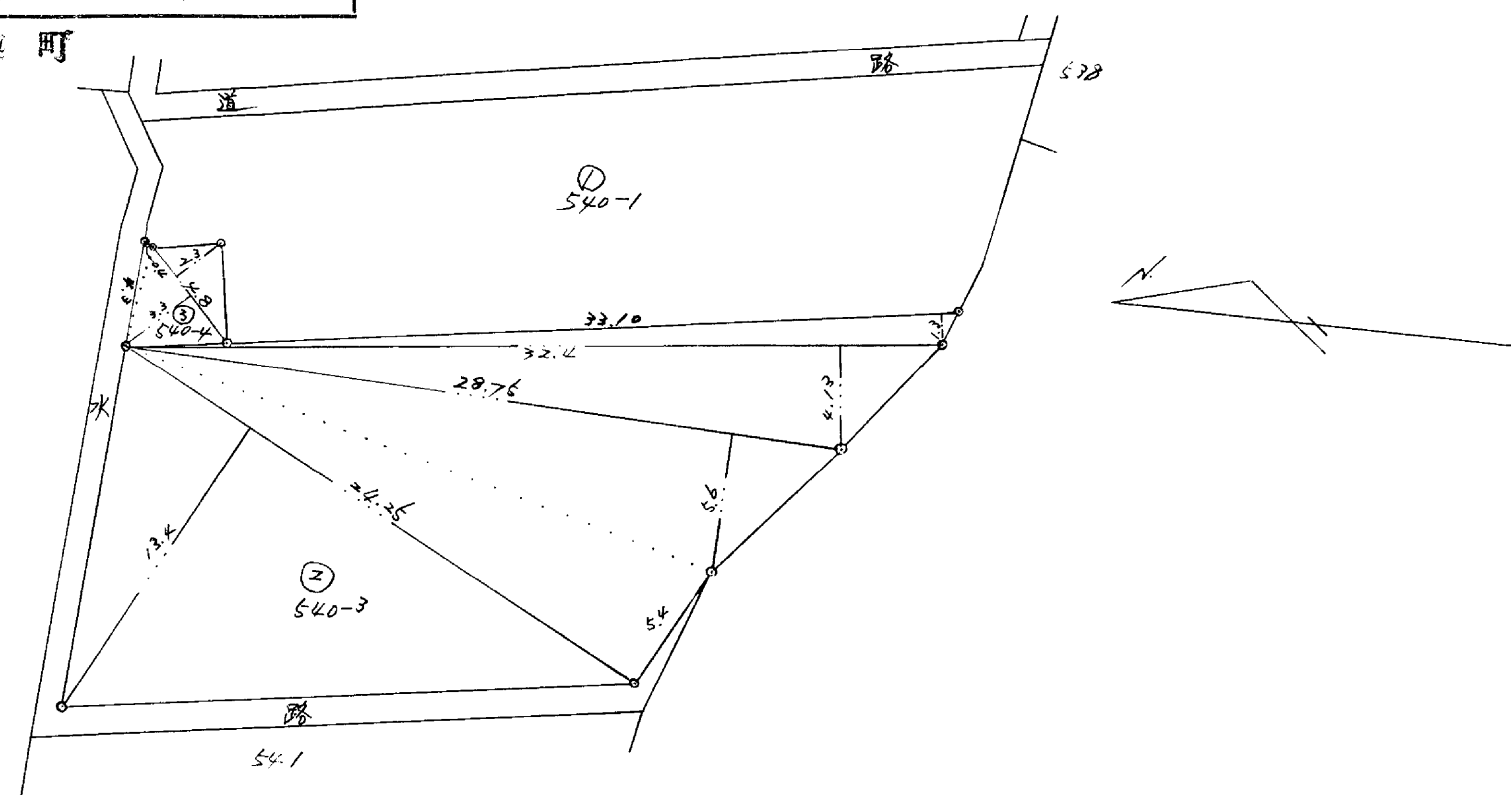
地番 540番3, 540番4

地積測量図

昭和48年4月28日登記
平成

土地の所在 熊本市清水町打越字梅本

打越町



求積

② 540-3

$$\begin{aligned}
 & 24.25 \times (13.4 + 5.4) = 465.9 \\
 & 28.76 \times 5.6 = 161.0 \\
 & 32.4 \times 4.13 = 133.812 \\
 & 33.1 \times 1.3 = 43.03 \\
 & \hline
 & 0.5 \times 1793.742 = 896.871 \text{ (m}^2\text{)}
 \end{aligned}$$

③ 540-4

$$\begin{aligned}
 & 4.8 \times (3.3 + 2.3) = 26.88 \\
 & 4.3 \times 0.4 = 1.72 \\
 & \hline
 & 0.5 \times 28.60 = 14.30 \text{ (m}^2\text{)}
 \end{aligned}$$

昭和48年4月28日
製作年月日

製作者

熊本市大江四丁目式番宅九号
土地家屋調査士
惠村俊一
申請人

緒方 續
方 續
緒方 續

縮尺 1/300

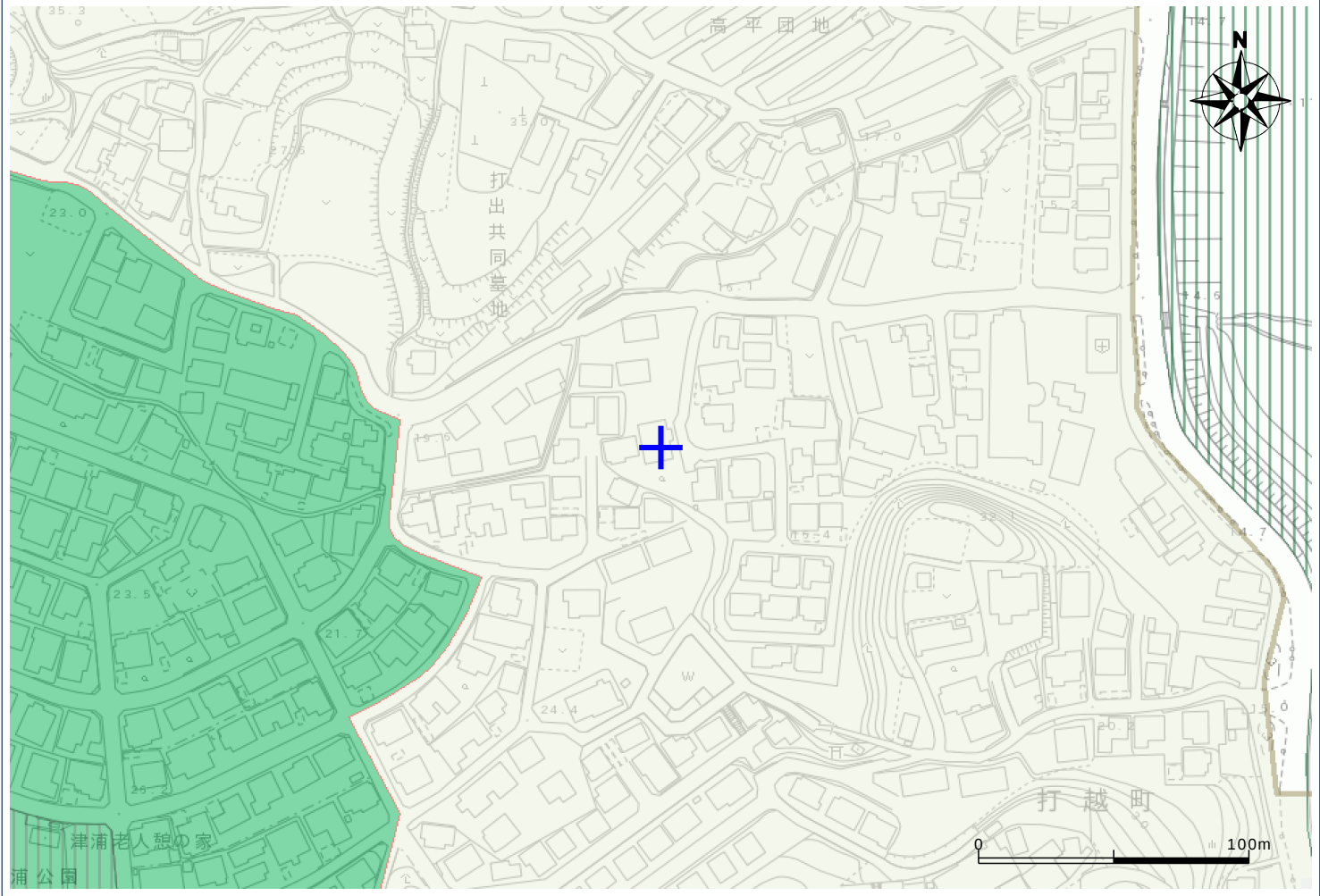
(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

(1) 平成24年9月10日
この図面に記録されている土地の全部又は一部に
ついてその所在又は地番が変更された。
上記の日付は、この図面に変更内容を記録した日
付である。

都市計画情報検索結果

表示されている都市計画情報の最終更新日：令和7年4月30日

1/2500



【都市計画法による規制内容】

都市計画区域	熊本市計画区域	—
	都市計画区域外	—
区域区分	市街化区域	指定あり
	市街化調整区域	—
地域地区	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	容積率	150
	建ぺい率	60
	外壁後退	—
	高さの限度	—
	大規模集客施設制限地区	—
	風致地区	—
	防火地域	—
	準防火地域	—
	駐車場整備地区	—
	臨港地区	—
	流通業務地区	—
	高度利用地区	—
	土地区画整理事業（施工済は除く）	—
市街地開発事業	市街地再開発事業	—
	都市計画道路	—
都市施設	都市計画公園	—
	緑地	—
	墓園	—
	交通広場	—
	自動車ターミナル	—
	ごみ焼却場	—
	汚物処理場	—
	火葬場	—
	市場	—
	駐車場	—
	流通業務団地	—
	都市高速鉄道	—
	駅前広場	—
	地区計画	—
その他	法34条11号指定区域	—

用途地域 凡例	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域

【ご利用上の注意事項】

- 規制内容の欄は、地図上十字の中心の都市計画法による規制内容を表示しています。
- 本システムによる都市計画情報は、都市計画等の内容を証明するものではありません。また、最新の情報であることを保証するものではありません。権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなど、重要な事項の確認には利用できません。
- 表示に利用している地図は土地の境界を示すものではありません。
- 本図は都市計画図書(1/2,500)を基に電子閲覧用に加工したものであり、地図作成上の誤差を含んでいます。あくまで、参考図としてご利用ください。なお、正確な情報については必ず都市政策課へ確認してください。
- 本図の使用によって発生する直接又は間接の損失、損害及び障害等について、熊本市は一切責任を負いません。ご利用者自身の責任と判断で利用してください。

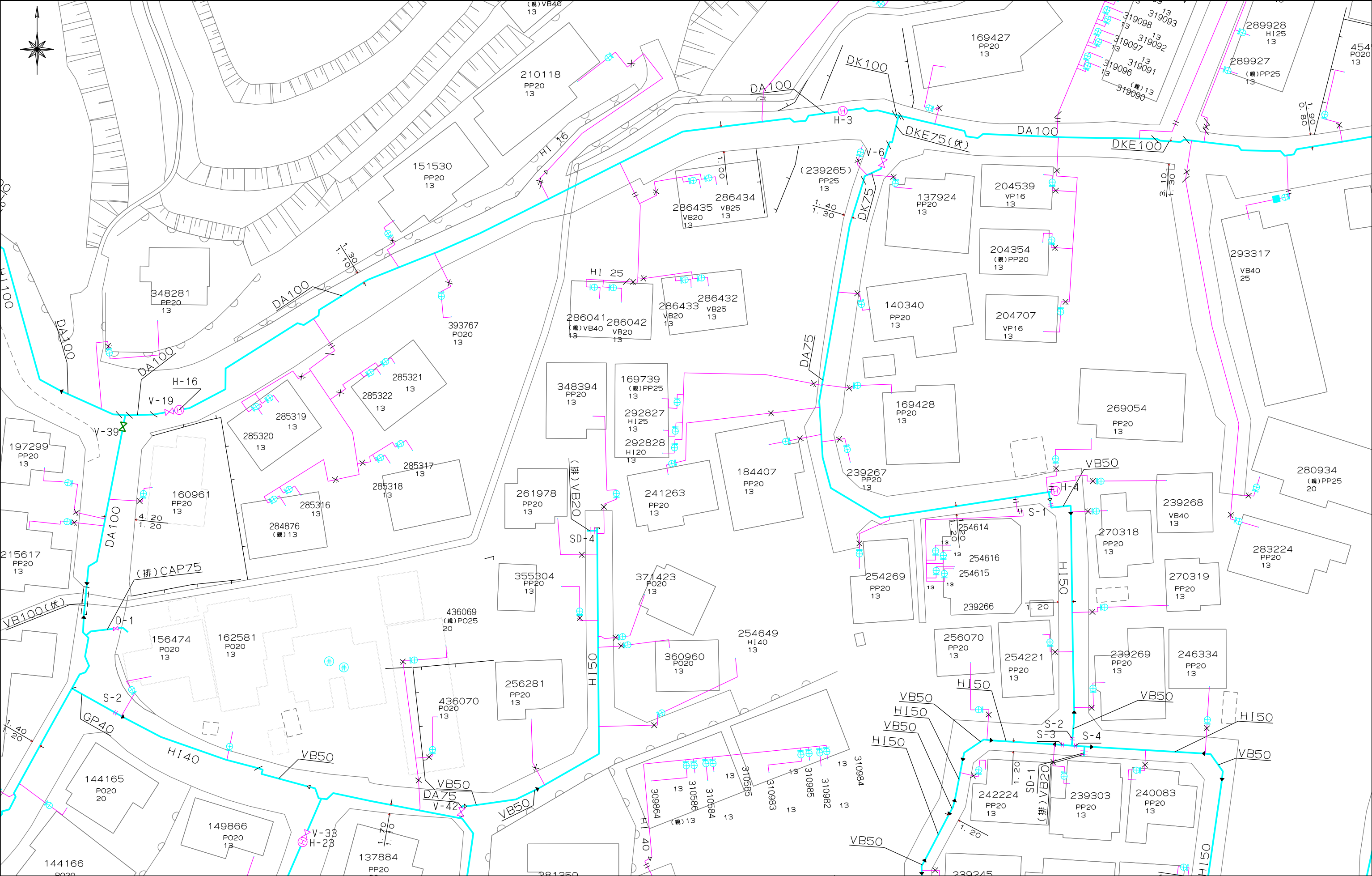


地図上十字の中心の都市計画法による法規制内容。

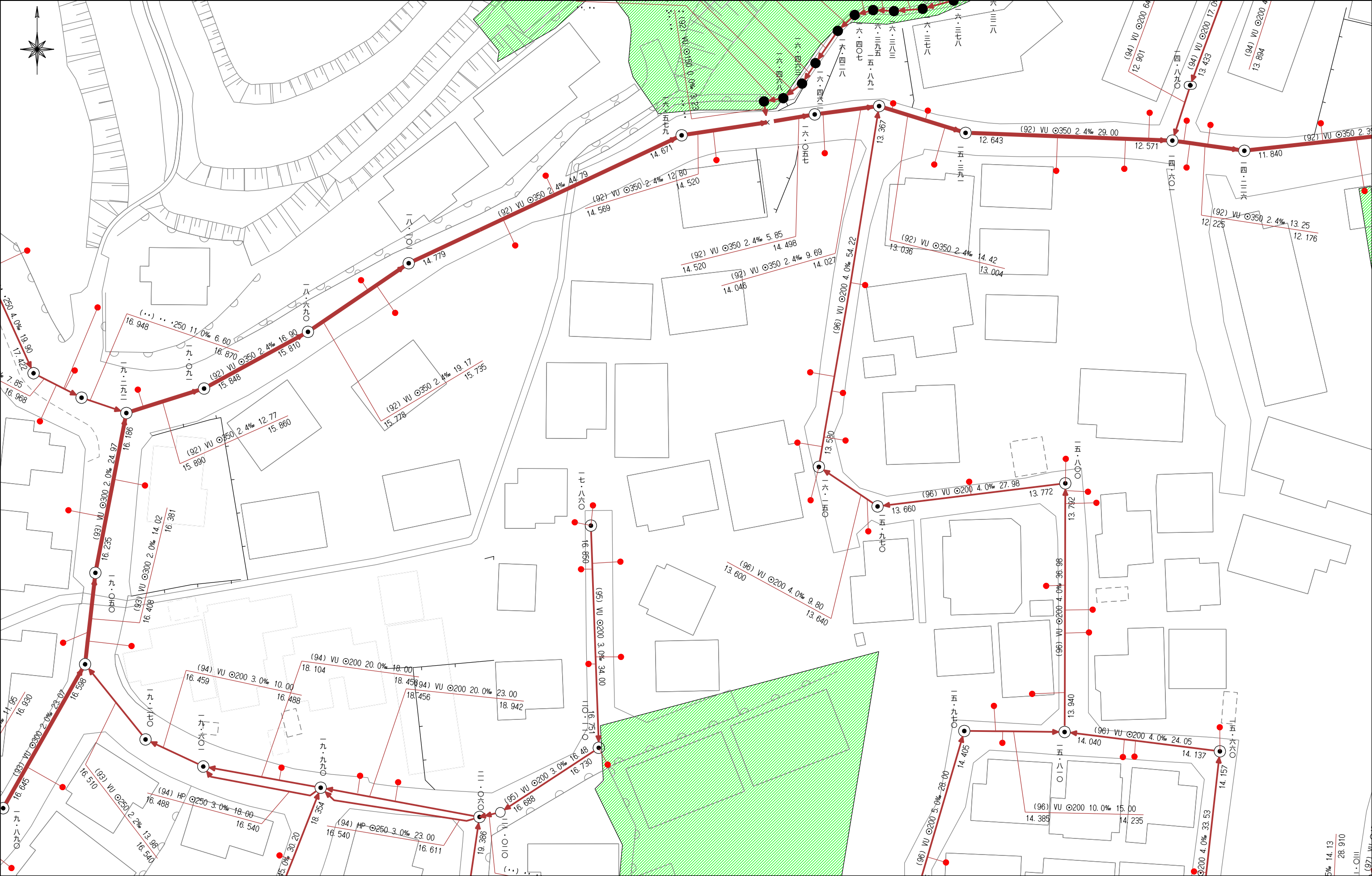
令和7年8月27日21時7分印刷

この地図は参考図です。詳細については必ず都市政策課でご確認ください。

上下水道施設管理図



上下水道施設管理図



令和7年（2025年）8月28日

お問い合わせの地番の受益者負担金の賦課状況につきましては、
下記のとおりです。

地 番： 熊本市北区打越町540番3

賦課状況： 平成8年度 賦課済み

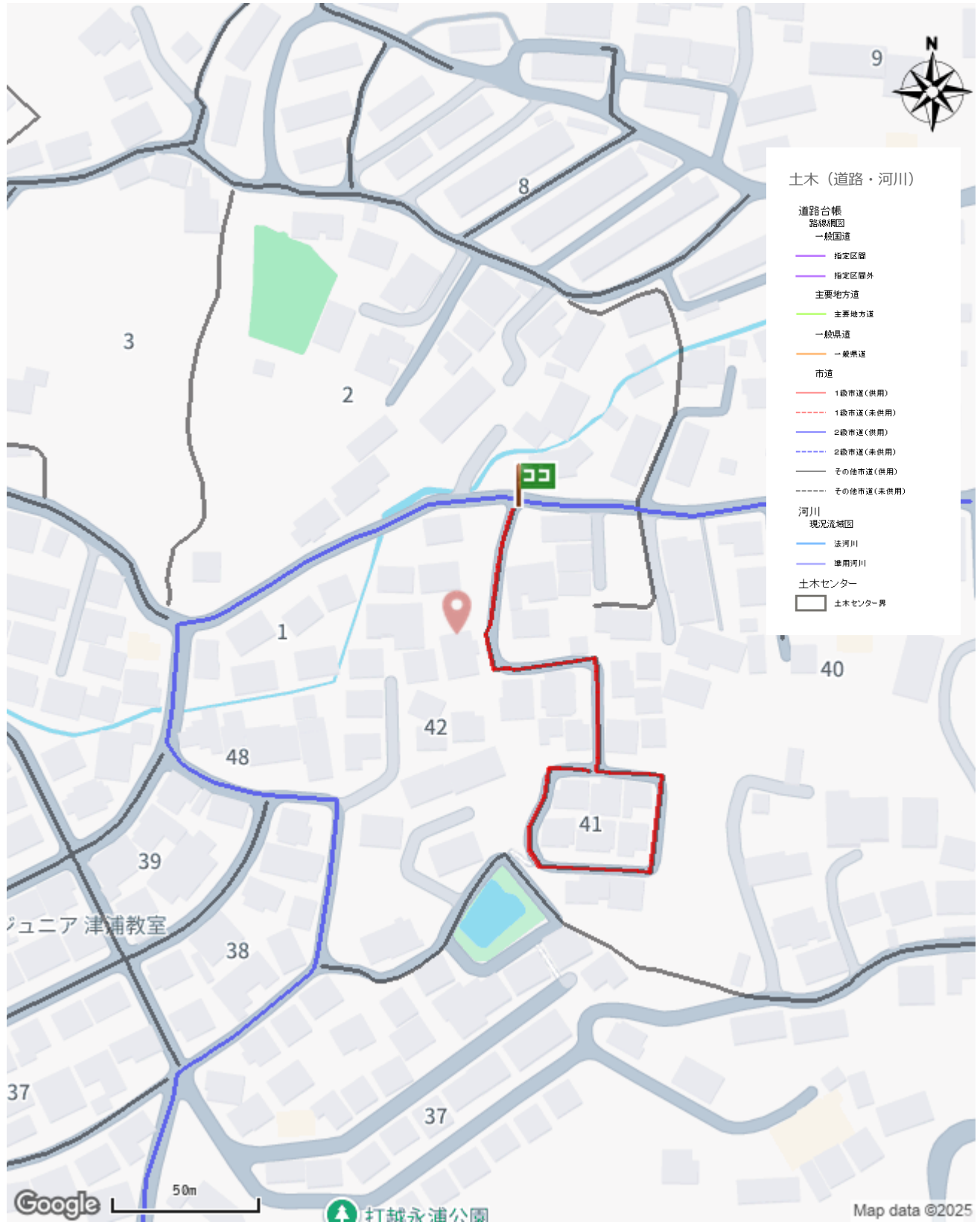
受益者負担金に関するお問合せ先

熊本市上下水道局給排水設備課

TEL：096-381-1153

土木（道路・河川）

道路網図、河川関連（法河川、準用河川）



出図日時: 2025-08-27 21:12:49



土木（道路・河川）

[その他市道]

路線種別	その他市道
路線番号	9-882
路線名	打越町第3 5 号線
最小幅員（m）	4.0
最大幅員（m）	8.0
延長（m）	269.9
未供用	